

安芸高田市観光協会 レンタサイクル 利用規約

この利用規約は、安芸高田市観光協会レンタサイクル事業のお客様（以下「利用者」）が自転車を利用する際に遵守していただく事項について規定しています。

1. 利用方法

利用する時には、運転免許証や学生証などの身分証明書をご持参いただき、利用申込書に必要事項をご記入いただきます。18歳未満のお方は保護者の同意、同伴が必要です。職員に身分証明書を提示し、本人確認や不備が無いかを確認した後、職員が利用前に鍵とバッテリーを渡します。（身分証明書はコピーを取らせていただきます。ご了承下さい。）あらかじめ点検調整を行っていますが、利用前には利用者自身で必ずブレーキやハンドル、タイヤの空気など不具合がないか確認してください。

2. 利用時間

レンタサイクル利用時間は、午前10時から午後4時までです。

3. 利用料金

一律 1,000円

4. 自転車の返却

「道の駅三矢の里あきたかた」休憩情報発信棟あきたかたNAVI（以下「当施設」）へ午後4時までに返却してください。

※当施設の閉店1時間前に返却

やむをえず、利用予定時間（午後4時）を超えて引き続き利用される場合は、事前に、当施設へ連絡をお願いいたします。（TEL：0826-47-2550）承諾を受けただうえで引き続き利用された場合は、超過金をいただきます。（100円/1h）

了承なく利用時間を超えて返却されない場合は、不正利用とみなし超過金をいただきます。（500円/1h）

5. 自転車の故障

貸出期間中に、ご利用の自転車が故障した場合は、必ず当施設へ連絡してください。利用者自身で自転車を修理されても、当施設ではその代金を負担しかねますのでご了承ください。利用者の故意によって発生した損害につきましては、当施設では一切責任を負いません。この場合は利用者の負担で修理していただきます。

6. 自転車の盗難・紛失

貸出期間中に、ご利用の自転車を盗難や紛失された場合は、速やかに当施設へ連絡してください。この場合は、車両相当額を弁償していただきます。

7. 事故・ケガ

- ・貸出期間中に、事故、ケガをした場合は警察に連絡する等、法令で定められた処置をお客様自身でとってください。
- ・その後、必ず当施設まで連絡してください。
- ・利用者の責任で、事故、ケガをした場合、当施設は一切の責任を負いません。
- ・当施設に過失がある場合は保険の限度内で補償しますが、他の原因で事故、ケガ等をされた場合は利用者の自己負担になります。

8. 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失、破損した場合は実費負担をしていただきます。

9. 利用申込書の記載事項

利用申込書の記載に虚偽が認められる場合は、利用できません。

10. 禁止行為

利用にあたり、次の行為を禁止します。

- ・飲酒、無謀乗車、その他交通法に違反する行為。
- ・危険個所、不適切な場所での利用。
- ・自転車放置禁止区域内及び歩行者や自動車の通行障害となるような道路で駐輪。
- ・自転車の改造。
- ・運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認め、運転を継続する行為。
- ・自転車を利用申込書に記名された方以外の者に利用させること。

（一社）安芸高田市観光協会
（道の駅三矢の里あきたかた内）
連絡先：0826-47-2550